

子障第1426号
令和6年3月18日

各共同生活援助事業者 殿

沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課長

賃貸物件において提供される共同生活援助の家賃に係る
取扱いについて（通知）

みだしのことについて、下記のとおり取り扱うこととしますので、今後の取扱いについては、ご留意願います。

なお、本通知による取扱いについては、令和6年6月1日以降の適用とし、令和6年5月31日において現に存する共同生活援助事業所に対して改めて適用するものではありません。今後、指定・変更等がある際に適用されるものです。

記

家賃の額は、住居ごとの「月額×定員」が、事業者が貸主から賃貸借した金額（当該物件内に共同生活援助の利用者が使用しない部屋（事務室、短期入所で使用する居室等）がある場合は、当該区分分を除いた金額）を超えてはならないものとする。

沖縄県子ども生活福祉部 障害福祉課 事業指導支援班 TEL：098-866-2190 FAX：098-866-6916
--